

補償を 選ぶ

使用者賠償責任は、 2億円以上をお勧めします!

労災事故が 発生すると

①使用者責任を問われる可能性があります。

労働契約法 第5条【平成20年3月施行】において、次のように安全配慮義務の明文化がなされました。

「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ、労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」

②補償(賠償)額が高額になります。

労災保険では、「慰謝料」については補償されません。

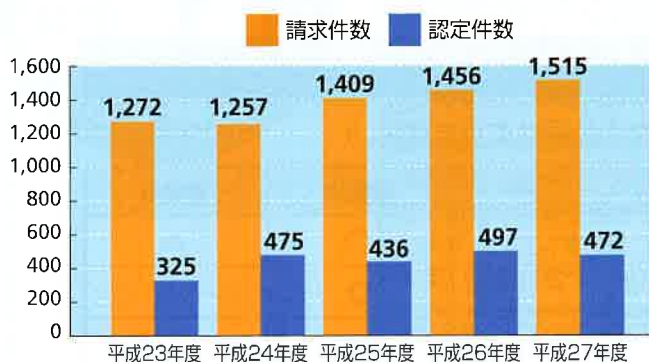
参考データ

高額民事損害賠償事例

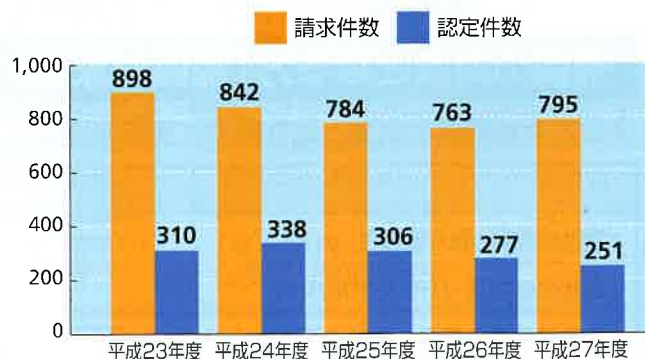
判決認容額	業種	判決年	症状	原因
1億9,869万円	製造業	平成20年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億8,760万円	飲食業	平成22年	脳疾患による後遺障害	長時間労働による過重労働
1億6,524万円	木材加工	平成6年	頸椎損傷による後遺障害	クレーン操作時に原木が落下
1億3,532万円	病院	平成14年	突然死	長時間労働による過重労働
1億2,588万円	広告	平成8年	うつ病による自殺	長時間労働による過重労働
1億1,111万円	製造業	平成12年	うつ病による自殺	過酷な作業環境や人間関係など

※損保ジャパン日本興亜調べ

精神障害等による労災請求・認定件数の推移



脳・心疾患による労災請求・認定件数の推移

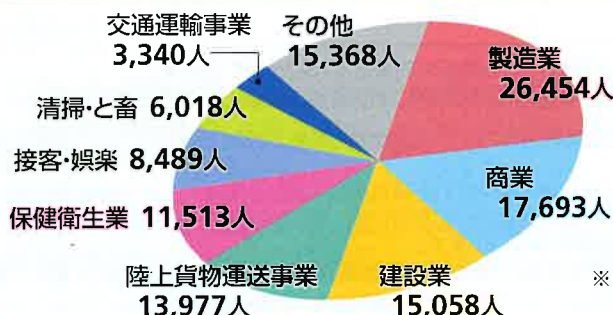


近年、過労死や心の病による労災請求が急増。企業の安全配慮義務を問われるケースが増えています。

※出典:厚生労働省 平成27年度「過労死等の労災補償状況」

死傷災害発生状況

(死亡災害および休業4日以上)



労働災害はあらゆる業種で多発!

死傷者数
合計約11.8万人

※出典:厚生労働省
「平成28年における労働災害発生状況」